

官報

号外 昭和二十七年六月二十日

第十三回 参議院會議錄第五十四号

昭和二十七年六月二十日(金曜日)午後一時十五分開議

議事日程 第五十三号

昭和二十七年六月二十日

午前十時開議

第一 未復員者給與法等の一部を改正する法律案(大谷繁清君外七名発議)

第二 伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 たばこ専売法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第四 国有財産特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 南方連絡事務局設置法案(内閣提出、衆議院送付)

第七 小名木川貨物駅、新小岩駅間鉄道敷設に関する請願

(委員長報告)

第八 北條線鉄道延長に関する請願
(委員長報告)

第九 上山田、油須原阿間間鉄道敷設に関する請願(二件)
(委員長報告)

第一〇 宮田駅、若宮町間および宮田、室木阿間間鉄道敷設に関する請願
(委員長報告)

第一一 門司、熊本阿間間準急を都城駅まで延長運行の請願
(委員長報告)

第一二 福島市に鉄道管理局設置の請願
(委員長報告)

第一三 強制徴収による地方鉄道等の業務休止期間中整備補助金復活等に関する請願
(委員長報告)

第一四 秋田県横手市に気象測候所設置の請願
(委員長報告)

第一五 国道一号線中一部補装改良工事施行に関する請願
(委員長報告)

第一六 南海震災による地盤沈下対策の請願
(委員長報告)

第一七 清水市清水踏切に、線橋路線架設の請願
(委員長報告)

第一八 水無川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第一九 国道九号線中一部改良工事促進に関する請願
(委員長報告)

第二〇 押切川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第二一 乱川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第二二 大沢川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第二三 大且川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第二四 白水川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第二五 村山野川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第二六 大綱川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第二七 田麦川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第二八 洗沢川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第二九 正法寺川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第三〇 高瀬川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第三一 蔵王、酢原河川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第三二 出来沼沢、内手沢河川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第三三 月光川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第三四 日塔川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第三五 滝の沢川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第三六 下有無川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第三七 中沢川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第三八 千座川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第三九 松沢川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第四〇 吉野川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第四一 屋代川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第四二 日向川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第四三 立谷沢川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第四六 白川砂防工事施行に関する請願(二件)
(委員長報告)

第四七 赤松川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第四八 銅山川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第四九 上台川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第五〇 金山川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第五一 角川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第五二 塩根川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第五三 泉田川砂防工事施行に関する請願
(委員長報告)

第五四 長岡市内国道補装工事施行に関する請願
(委員長報告)

第五五 府県道北河内岡線改修工事促進に関する請願(二件)
(委員長報告)

第五六 府県道出雲崎岡線改修工事促進に関する請願(二件)
(委員長報告)

第五七 県道金華山線改修工事施行に関する請願
(委員長報告)

第五八 国道二号線中一部改修工事促進等に関する請願
(委員長報告)

第五九 北上川改修工事費国庫補助増額等に関する請願
(委員長報告)

昭和二十七年六月二十日 参議院會議錄第五十四号

昭和二十七年六月二十日 参議院會議録第五十四号

一一九六

- 第六〇 愛媛県主生川町の防潮対策工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第六一 可愛川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第六二 可愛川、入幡川、阿水系災害復旧工事等施行に関する請願 (委員長報告)
- 第六三 地すべり事業費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)
- 第六四 治水事業費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)
- 第六五 土木災害復旧事業費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)
- 第六六 戦災復興事業費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)
- 第六七 戦災復興都市計画事業促進に関する請願 (委員長報告)
- 第六八 国道十号線中船沢橋架替に関する請願 (委員長報告)
- 第六九 清津川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七〇 中津川橋梁架替に関する請願 (委員長報告)
- 第七一 府県道大伏長岡線中一部改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七二 府県道岡野町十日町線改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七三 府県道松代柏崎線改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七四 府県道新潟安塚線改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七五 府県道小千谷柏崎線改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七六 府県道松代小千谷線補修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七七 府県道竹沢堀之内線中一部改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七八 府県道六日町十日町線改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七九 国道十号線中一部改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第八〇 天野川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第八一 中津川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第八二 災害復旧工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第八三 函館市の道路、橋等改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第八四 吉井、吉野河川改修工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第八五 埼玉県内道路改良工事施行等に関する請願 (委員長報告)
- 第八六 関門トンネル開さく工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第八七 山口県日本海沿岸重要府県道の国道編入に関する請願 (委員長報告)
- 第八八 府県道秋山大瀬野線改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第八九 新潟県道糸魚川松本線改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第九〇 国道十一号線中一部改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第九一 県道岩村田下仁田線改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第九二 利根川架橋に関する請願 (委員長報告)
- 第九三 常願寺川架橋に関する請願 (委員長報告)
- 第九四 国道十一号線補修工事継続施行に関する請願 (委員長報告)
- 九五 筑後川鉄橋幅員拡張に関する請願 (委員長報告)
- 九六 仙台、石巻間国道建設促進に関する請願 (委員長報告)
- 九七 国道一号线改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 九八 日勝道路開さくに関する請願 (委員長報告)
- 九九 多摩川拜島橋架設に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇〇 江戸川改修工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇一 茨木駅北方ガード切下げ工事等施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇二 富山県射水郡海岸護岸工事施行等に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇三 国道一号线中浜松市内の幅員拡張工事中止に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇四 遠別川砂防工事完成に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇五 岐阜県下呂、坂下両町間県道改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇六 木曾川上流水害予防組合経費助成等に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇七 名古屋、新潟阿瀬間道路改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇八 日野川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇九 木谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一〇 天郷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一一 小川尻川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一二 小原川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一三 船谷、小江尾河川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一四 石見、九坂河川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一五 小江尾川外二河川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一六 本谷川外二河川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一七 伊賀川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一八 俣野川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一九 砥波川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第二二〇 間地、藤屋河川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第二二一 横路川外二河川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第二二二 湯河、野組河川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第二二三 三朝川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第二二四 三徳川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第二二五 甲川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)

- 第二二六 梓谷川砂防工事施行に
関する請願 (委員長報告)
- 第二二七 勝田川外二河川の砂防
工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第二二八 佐陀川砂防工事施行に
関する請願 (委員長報告)
- 第二二九 阿弥陀川砂防工事施行
に関する請願 (委員長報告)
- 第二三〇 東長田川砂防工事施行
に関する請願 (委員長報告)
- 第二三一 見槻川砂防工事施行に
関する請願 (委員長報告)
- 第二三二 八東、春米河川の砂
防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第二三三 落折川砂防工事施行に
関する請願 (委員長報告)
- 第二三四 小畑川砂防工事施行に
関する請願 (委員長報告)
- 第二三五 安蔵川砂防工事施行に
関する請願 (委員長報告)
- 第二三六 細見川砂防工事施行に
関する請願 (委員長報告)
- 第二三七 上地川砂防工事施行に
関する請願 (委員長報告)
- 第二三八 蒲生川砂防工事施行に
関する請願 (委員長報告)
- 第二三九 岩美川砂防工事施行に
関する請願 (委員長報告)
- 第二四〇 有富川砂防工事施行に
関する請願 (委員長報告)
- 第二四一 野坂川砂防工事施行に
関する請願 (委員長報告)
- 第一四二 砂見川砂防工事施行に
関する請願 (委員長報告)
- 第一四三 河内川上流砂防工事施
行に関する請願 (委員長報告)
- 第一四四 河内川下流砂防工事施
行に関する請願 (委員長報告)
- 第一四五 勝部川砂防工事施行に
関する請願 (委員長報告)
- 第一四六 府県道川越東京線補装
工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一四七 京都府道海ノ口長野線
改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一四八 札幌市北農第一別館接
収解除に関する請願 (委員長報告)
- 第一四九 東京都明石小学校接収
校舎返還促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一五〇 黒目川改修工事施行に
関する請願 (委員長報告)
- 第一五一 北上川石島谷町区域内
沿岸改修工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一五二 府県道大野見須崎港線
完成促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一五三 府県道安来多里線改良
工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一五四 府県道一畑平田線中三
浦トンネル開さくに関する請願 (委員長報告)
- 第一五五 鶴石、別山河川の合
流点改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一五六 利根運河工事再開促進
に関する請願 (委員長報告)
- 第一五七 広島、長崎特別都市建
設事業促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一五八 横浜市の接收解除に関
する請願 (委員長報告)
- 第一五九 矢作川華母地区改修工
事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一六〇 国道十四号線廃止反対
に関する請願 (委員長報告)
- 第一六一 清津川砂防えん堤築造
工事等に関する請願 (委員長報告)
- 第一六二 府県道彦根桑名線中一
部改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一六三 過年度災害復旧工事促
進に関する請願 (委員長報告)
- 第一六四 小災害箇所の復旧工事
促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一六五 県道山横沢北條停車場
線中山横沢村地内改良工事施行
に関する請願 (委員長報告)
- 第一六六 長崎県江上村安久ノ
浦、牛ノ浦両地区の接收に伴う
補償に関する請願 (委員長報告)
- 第一六七 名取川災害復旧、改修
両工事促進等に関する請願 (委員長報告)
- 第一六八 豊沢川左岸災害防除工
事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一六九 県道高森、木山線改良
工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一七〇 島根県松江市の接收旅
館解除に関する請願 (委員長報告)
- 第一七一 五十嵐川えん堤築設に
関する請願 (委員長報告)
- 第一七二 三用川砂防工事施行に
関する請願 (委員長報告)
- 第一七三 魚野川砂防工事施行に
関する請願 (委員長報告)
- 第一七四 栃原沢川砂防工事施行
に関する請願 (委員長報告)
- 第一七五 千曲川赤坂橋架設促進
に関する請願 (委員長報告)
- 第一七六 府県道富山立山線中美
女平、室堂間を有料道路とする
の請願 (委員長報告)
- 第一七七 高知、宇和島両市間直
結産業道路開通に関する請願 (委員長報告)
- 第一七八 フラヌイ川富良野橋の
永久橋架替に関する請願 (委員長報告)
- 第一七九 東京都江東地区の根本
治水事業促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一八〇 山口県沖浦洞道改良工
事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一八一 元荒川改修工事施行に
関する請願 (委員長報告)
- 第一八二 天塩川本支流河川治水
事業に関する請願 (委員長報告)
- 第一八三 県道神戸佐用線改良工
事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一八四 利根川総合開発法制定
に関する請願 (委員長報告)
- 第一八五 建築基準法第五十五條
改正に関する請願 (委員長報告)
- 第一八六 道路法改正に関する請
願 (委員長報告)
- 第一八七 道路法改正法案第六二
條削除に関する請願(十二件) (委員長報告)
- 第一八八 災害金庫法制定に関す
る請願 (委員長報告)
- 第一八九 道路法改正法案中一部
修正に関する請願 (委員長報告)
- 第一九〇 住宅金融公庫法中一部
改正に関する請願 (委員長報告)
- 第一九一 三陸鉄道敷設促進に関
する陳情 (委員長報告)
- 第一九二 大宮、仙台両駅間鉄道
電化促進に関する陳情 (委員長報告)

- 第一九三 大阪市のトロリーバス
路線特許に関する陳情 (委員長報告)
- 第一九四 社団法人東海貨物検査
協会等の設立に関する陳情 (委員長報告)
- 第一九五 兵庫県沼島に航路標識
設置の陳情 (委員長報告)
- 第一九六 広島県沿海地盤沈下対
策に関する陳情 (委員長報告)
- 第一九七 大分県下のルース台風
災害復旧に関する陳情 (委員長報告)
- 第一九八 仙台、石巻間国道建設
促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第一九九 七北田川改修工事促進
に関する陳情 (委員長報告)
- 第二〇〇 東北および北海道の災
害復旧事業促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第二〇一 昭和二十七年道路路費
予算増額に関する陳情 (委員長報告)
- 第二〇二 京都府砂防事業費国庫
補助増額に関する陳情 (委員長報告)
- 第二〇三 国道十一号線、十二号
線改修工事促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第二〇四 府県道田代越後田沢停
車場線中釜川橋架替に関する陳
情 (委員長報告)
- 第二〇五 指定府県道新潟、富山
線改良工事促進に関する陳情
(三件) (委員長報告)
- 第二〇六 道路費予算増額に関す
る陳情 (委員長報告)
- 第二〇七 山口県日本海沿岸重要
府県道の国道編入に関する陳情
(委員長報告)
- 第二〇八 千種川坂越橋架替に関
する陳情 (委員長報告)
- 第二〇九 庄川改修工事促進に関
する陳情 (委員長報告)
- 第二一〇 利根川護岸工事施行に
関する陳情 (委員長報告)
- 第二一一 府県道高崎駒形線改良
工事施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第二一二 府県道関川府屋線改良
工事促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第二一三 府県道北中府屋線中継
府屋線改良工事促進に関する陳
情 (委員長報告)
- 第二一四 茨城県西小沢村地内里
川橋を永久橋に架替の陳情 (委員長報告)
- 第二一五 砂防事業費国庫補助増
額に関する陳情 (委員長報告)
- 第二一六 祖父川改修工事施行に
関する陳情 (委員長報告)
- 第二一七 富山県高岡市、石川県
志雄町間道路改良工事促進に関
する陳情 (委員長報告)
- 第二一八 天野川改修工事施行に
関する陳情 (委員長報告)
- 第二一九 防火建築帯造成促進に
関する陳情 (委員長報告)
- 第二二〇 十勝沖地震による災害
復旧の陳情 (委員長報告)
- 第二二一 渉外労働管理委託事務
費国庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二二 東北地方冬期交通確保
に国庫助成の陳情 (委員長報告)
- 第二二三 砂利道補修工事費国庫
補助増額に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二四 国道十八号線改良工事
促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二五 道路補修事業費国庫補
助増額に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二六 国道十四号線を国道と
して存置するの陳情 (委員長報告)
- 第二二七 道路補修新設費国庫補
助増額等に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二八 公営住宅建設費国庫補
助に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二九 道路の整備改善等促進
に関する陳情 (委員長報告)
- 第二三〇 県道飯田和田線改良工
事施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第二三一 国道十一号線中高岡
市、石動町間改良工事促進に関
する陳情 (委員長報告)
- 第二三二 県道中津名古屋線改良
工事施行等に関する陳情 (委員長報告)
- 第二三三 災害復旧国庫負担金交
付に関する陳情 (委員長報告)
- 第二三四 接收解除建物の補償に
関する陳情 (委員長報告)
- 第二三五 住宅対策に関する陳情
(委員長報告)
- 第二三六 東北興業株式会社振興
に関する陳情 (委員長報告)
- 第二三七 地方自治体に対する住
宅金融公庫融資等の陳情 (委員長報告)
- 第二三八 住宅金融公庫の融資等
に関する陳情 (委員長報告)
- 第二三九 北九州新国道工事再開
に関する陳情 (委員長報告)
- 第二四〇 利根川総合開発促進に
関する陳情 (委員長報告)
- 第二四一 道路整備特別措置法制
定促進に関する陳情(二件) (委員長報告)
- 第二四二 住宅金融公庫法中一部
改正に関する陳情 (委員長報告)
- 議長(佐藤寅次郎) 諸般の報告は朗
読を省略いたします。
一昨十八日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。
- 地方行政委員 岩木 哲夫君
同 岩男 仁藏君
通商産業委員 石川 清一君
同 栗山 良夫君
運輸委員 深川榮左エ門君
経済安定委員 清澤 俊英君
同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。
地方行政委員 石川 清一君
同 深川榮左エ門君
通商産業委員 岩木 哲夫君
同 清澤 俊英君
運輸委員 岩男 仁藏君
経済安定委員 栗山 良夫君
同日衆議院から左の議案を提出した。
よつて議長は即日これを内閣委員会に
付託した。
昭和二十三年六月三十日以前に給與
事由の生じた恩給の特別措置に関す
る法律案
同日可決した左の本院提出案は即日こ
れを衆議院に送付した。
公営住宅法の一部を改正する法律
案
同日議長は、予備審査のため左の議員
提出案を衆議院に送付した。
未復員者給與法等の一部を改正する
法律案(大谷盛清君外七名発議)
同日委員長から左の報告書を提出し
た。
伊東国際観光温泉文化都市建設法の
一部を改正する法律案可決報告書
未復員者給與法等の一部を改正する
法律案可決報告書

南方連絡事務局設置法案修正議決報告書

同日議院において採択することを議決した看護婦学校専任教員養成所設立に関する請願外五十三件の請願および日本医療団解散に伴う清算剰余金還元配付の陳情外十件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日議長から内閣総理大臣宛左の議決を送付した。

国際労働條約批准促進に関する決議

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案

離島航路整備法案

耕土培養法案

漁船乗組員給與保險法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

千九百四十八年の海上における人命の安全のための國際條約の受諾について承認を求めるの件

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律

離島航路整備法案

耕土培養法案

開拓者資金融通法の一部を改正する法律

漁船乗組員給與保險法案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

千九百四十八年の海上における人命の安全のための國際條約の受諾について承認を求めるの件

去る十七日同議院の法規委員長から左の勧告書を受領した。

衆議院の解散制度に関する勧告

昨十九日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国会職員法等の一部を改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案

産業教育振興法の一部を改正する法律案

文部委員会に付託

国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支那圖書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

圖書館運営委員会に付託

昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律案

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

農地法案

農地法施行法案

農林委員会に付託

電波法の一部を改正する法律案

電氣通信委員会に付託

航空法案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基く行政協定の實施に伴う航空法の特例に関する法律案

運輸委員会に付託

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

経済安定委員会に付託

同日衆議院議長から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方財政法の一部を改正する法律案

(鈴木仙八君外十一名提出)

同日衆議院議長から、左の本院提出案が回付された。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

一昨十八日委員長から左の報告書を出した。

農林委員会請願審査報告書第二号同特別報告第二号

農林委員会陳情審査報告書第二号同特別報告第二号

人事委員会請願審査報告書第二号同特別報告第二号

人事委員会陳情審査報告書第二号同特別報告第二号

建設委員会請願審査報告書第六号同特別報告第八号及び第九号

建設委員会陳情審査報告書第五号同特別報告第六号及び第七号

昨十九日委員長から左の報告書を出した。

外国為替資金特別會計法の一部を改正する法律案可決報告書

国有財産特別措置法案可決報告書

たばこ専売法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院議長から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

外資に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

旅行あつ、旋業法案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

外資に関する法律の一部を改正する法律

旅行あつ、旋業法案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日内閣から左の報告書を受領した。

日本銀行法第十三條ノ三十號の規定による報告書

一昨十八日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

電氣通信省業務 吉沢 武雄君

局周知調査部長

昨十九日内閣総理大臣から、電氣通信省業務局周知調査部長吉沢武雄君を第十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、未復員者給與法等の一部を改正する法律案(大谷隆男君外七名発議)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長梅津錦一君。

(審査報告書は都合により附録に掲載)

未復員者給與法等の一部を改正する法律案

右の議案を議決する。

昭和二十七年六月十六日

議長者

大谷 隆男 中山 壽彦

井上 正三郎 谷口 弥三郎

山下 義信 深川 タマエ

梅津 錦一 西園寺 公一

昭和二十七年六月二十日 参議院會議第五十四号 日暮里駅における旅客死傷事故に関する運輸大臣の報告

未復員者給與法等の一部を改正する法律

第一條 未復員者給與法(昭和二十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

第七條中「及び連合国軍の命令により戦争犯罪人として処刑された者」を削る。

第二條 特別未帰還者給與法(昭和二十三年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「同様の事情にあるもの」の下に「及び日本国との平和條約第十一條に掲げる裁判により拘禁されている者」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月二十八日から適用する。

〔梅津錦一君登壇、拍手〕

○梅津錦一君 只今議題となりました未復員者給與法等の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は本院議員大谷豊潤君外七名の発議にかかる法案でありまして、その趣旨とするところは、御承知の通り未復員者給與法は、元の陸海軍に属している者が復員するまでの間、本人

に俸給及び扶養手当を支給し、復員後においては帰郷旅費の支給及び療養の給付等を行うことを規定したものであります。従来、戦争犯罪人又は戦争犯罪人容疑者として、逮捕、拘留、処刑された者には、俸給、扶養手当及び帰郷旅費は支給されないことに相成つておるのであります。ところが本年四月二十八日に日本国との平和條約の効力発生に伴いまして、連合国軍最高司令官の権限が消滅いたしましたので、今後は新たな戦犯の発生は考えられず、且つ條約発効後においては、戦争犯罪人でありました者の取扱につきましては、他の法令、例えば恩給法におきましても、その権利の復活を認める方向に進んでおりますので、この際未復員者の給與に關しても、戦争犯罪人に対する特別扱いを改めようとするものであります。現在拘禁中の内外地の戦争犯罪人は、その数、合せて千二百四十一名であります。これらの者に対しては、その釈放に關する民間運動も展開されつつあり、又国会においても先日戦犯在所者の釈放等に関する決議がなされておりますので、その輿論に應じる意味におきましてこの改正案の提出を見た次第であります。

この改正案の要点は極めて簡單であります。即ち第一点は、未復員者給與法中の戦犯關係條項を削除いたしました。戦犯を理由とした差別扱をしないこととしたのであります。第二点は、戦争犯罪人の中に、元の陸海軍に属していない者があり、又内地において拘禁中の者がありますため、未復員者給與法の改正だけではすべてが救済されませんので、これらの者を特別未帰還者の中に包含させて、特別未帰還者給與法の適用を受けることができるようにいたしたのであります。この二つの法律の改正によつて、戦犯者の以前における所屬が旧軍關係であるか否かを問はず同一の取扱を受けることと相成るのであります。

以上がこの法案の提案理由並びに改正の要点であります。厚生委員会は本月十八日に開会いたしました。先ず提案者から本案の提案理由の説明並びに内容につきまして一応説明を聴取した後、慎重審議をいたし、政府側から、外務省次官、引揚機務局長官、同次長等の出席を求めて、本案に対する所見を聴取すると共に、熱心に質疑応答を交わしたのであります。その詳細は速記録によりまして御承知願いたいと存じます。かくて質疑を打ち切り、討論省略の上、直ちに採決いたしました結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤寅次郎君) 終員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤寅次郎君) 村上周務大臣から日暮里駅における旅客死傷事故に關して発言を求められております。この際、発言を許します。村上周務大臣。

〔國務大臣(村上周務君) 一昨十八日午前七時四十五分頃、日暮里駅の鶯谷駅寄りの跨線橋の山手線側の突当りの羽目板の下部が破損いたしましたので、このため旅客十数名が線路上に転落されたその瞬間に、東神奈川発大宮行の第六五四電車が進入いたしましたために、即死三名、入院後死亡四名、重傷五名、輕傷一名、合計十三名の死傷者を生じたという惨事を発生いたしました。これは、誠に遺憾に考えておるところでありまして、電車進入後、電車の屋根に墜落せられた数名の方々は無事なるを得たのであります。が、不幸死したかたに對しましては、直ちに御遺族に連絡をいたしました。勿論丁重なる取扱をいたしましたのであります。負傷されたかたは直ちに東大病院、下谷病院、淺路病院にお送りして、それぞれ手当をいたしておるような次第であります。

この悲惨事の原因につきましては、当日午前一時半頃に上野駅の地平信号取扱所におきまして電氣信号關係機

械から発火いたしましたので、小火災が発生いたしましたのであります。そのため上野駅の關係軌道器などはすべて電氣機械力によつて動かし得ないことに相成りまして、従つて列車の運行が混亂を來たしまして、東北線、高崎線の通勤列車を直接上野駅に到着せしむることができず、一時日暮里駅に臨時停車させましたために、これらの乗換客と常磐線の乗換客と相互に競合しまして、平常に比べて跨線橋が甚だしく混雑いたしましたのであります。又たまたま大宮行の電車が進入して來ましたので、乗客がこれに乗車すべく殺到せられたために、行き詰りの羽目板に異常な圧力が加つて羽目板の下部を損傷したものと認められるのであります。

このような不祥事故を惹起いたしましたことは誠に遺憾に堪えないところであります。特に死亡したかたに對しましては、誠に遺憾に感じておるところでありまして、實に申訳ないところであるのであります。国鉄におきましては勿論十分に敬告慰籍の方途を講ずることに相成つております。なお將來この種の事故の再発しないよう十分の対策を講ずることにいたして、次第であります。が、運輸大臣といたしましては、その対策を速かに実施いたしますよう、最善を盡す所存である次第であります。(拍手)

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤岡武君) 日程第二、伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。建設委員長廣瀬與兵衛君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年六月十四日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長佐藤岡武君

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三條を第四條とし、以下一條ずつ繰り下げ、第二條の次に次の一條を加える。

〔観光温泉資源の保護〕

第三條 伊東国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、條例の定めるところにより、伊東市の区域内における鉱物の掘採、土石の採取その他の行為で観光温泉資源の保護に著しい影響を及ぼす虞のあるもの(温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第三條第一項及び第

八條第一項に規定する土地の掘さく及び増削を除く)を禁止し、若しくは制限し、又は当該禁止若しくは制限に違反した者に対し、原状回復その他必要な措置を命ずることが出来る。

2 伊東国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、前項に掲げる行為のうち鉱業又は採石業に関するものについて、同項の禁止又は制限をしようとするときは、あらかじめ、東京通商産業局長の同意を得なければならない。

3 第一項の禁止又は制限によつて損害を受けた者に対しては、伊東市は、通常生ずべき損害を補償しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、伊東市の住民の投票に付するものとする。

〔廣瀬與兵衛君登壇、拍手〕

○廣瀬與兵衛君 只今議題となりました伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案について、建設委員会の審議の経過及び結果を報告いたします。

伊東市は先に特別都市建設法の施行を見たのでありますが、提案者の説明によりますと、最近内外の観光客は

一カ年百六十万人に上り、外人観光客も年々増加して、観光保護地としての役割を十分發揮しておるのであります。然るに伊東市内における鉱物の掘採が注目されて、採掘の出願が今日までに二十七件に及んでおります。万一、採掘の結果、温泉の湧出が止まるときは、観光都市は一朝にして壊滅する虞れがありますので、観光温泉資源を保護するために、同市の区域内において、鉱物の掘採、土石の採取等を禁止し、又は制限する必要があるというのが、本案の提案理由であります。

委員会は、本案の内容が伊東特別都市建設法と鉱業法及び採石法の両者に関連しますので、提案者のほか、土地調整委員会委員長及び資源庁鉱山局長の意見を徴し、慎重なる審議をいたしました。詳細は会議録によつて御承知を願います。

審議の主なる事項は、一、土地調整委員会が伊東市内に鉱区禁止地域を指定した経緯及び指定区域外に対する処置、二、伊東市内における今日までの鉱業掘出願の状況及び試験の結果、三、伊東市内の鉱脈について、地下深い所ほど含有量を増すと云われる点について技術的な地質調査の判定、四、採掘の禁止制限による損害の補償の範囲、五、禁止制限に關し條例の定める内容等でありました。損失補償の範囲

については、「通常生ずべき損害として将来得べかりし利益も含むか」との点について、参議院法制局長の意見も質されましたが、提案者からは「相当因果関係のある範囲で具体的な場合に常識的に解決される」との答弁がありました。條例の定める内容については、單に手続を規定するだけでなく、一定の基準区域を定めて禁止制限ができるかについて、多くの質疑応答がありました。また、條例で直接禁止制限することは法律の趣旨に反するとの法制局長の発言があり、鉱山局長からは、條例によつて直接禁止制限するばかりでなく、実質的に禁止制限することと規定を設けることは適當でないとの意見がありました。又提案者からは「本案の運用に當つては、伊東市当局と通産局長との緊密な連携を保ち、條例の制定についても、関係当局との連絡、法制的な指導を受けることに努める」旨の発言がありました。かくて質疑が終了、討論を省略して採決の結果、全会一致、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

○議長(佐藤岡武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤岡武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤岡武君) 日程第三、たばこ専売法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第四、国有財産特別措置法案、

日程第五、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤岡武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長平沼彌太郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

たばこ専売法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年六月十七日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長佐藤岡武君

たばこ専売法の一部を改正する法律案

たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項に次の但書を加える。

但し、公社は、葉たばこの品質を向上し、又は收穫量を確保するため必要があると認めるとき

昭和二十七年六月二十日 参議院會議録第五十四号 たばこ専売法の一部を改正する法律案外二件

は、大蔵省令の定めるところにより、耕作者が葉たばこを納付する前に、収納代金の一部を支拂うことができる。

同條に次の一項を加える。

7 耕作者は、第一項但書の規定により収納代金の一部の支拂を受けた場合において、その支拂を受けた金額が耕作者が納付した葉たばこの収納代金の額をこえるときは、その差額に相当する金額を公社に返納しなければならない。

第二十六條第二項中「第十九條第一項」を「第十九條第一項本文」に改める。

第七十條中「第十九條第五項」の下に「及び第七項」を加え、「及び第五十條」を「並びに第五十條」に改める。

附則

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国有財産特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年四月二十六日

衆議院議長 林 義治

参議院議長 佐藤尚武殿

国有財産特別措置法案 国有財産特別措置法

(小字及び一は衆議院修正)

(目的)

第一條 この法律は、旧軍関係財産等の国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三條第二項に規定する普通財産(以下「普通財産」という)を公共の利益の増進、民生の安定、産業の振興等に有効適切に寄與させるため、当分の間、その管理及び処分について同法の特例を設けることを目的とする。(無償貸付)

第二條 普通財産は、国有財産法第二十二條第一項に規定する公共団体において水道施設又は防波堤、岸壁、○等の上屋、臨港施設として公共の用に供するときは、当該公共団体に無償で貸し付けることができる。但し、臨港施設については、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定の適用を妨げるものではない。

2 国有財産法第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合に準用する。この場合において、国有財産法第二十二條第二項中「前項」とあり、又は同條第三項中「第一項」とあるのは、「国有財産特別措置法第二條第一項」と読み替へるものとする。

(減額譲渡又は貸付)

第三條 普通財産は、左の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。

一 地方公共団体において左に掲げる施設の用に供するとき。

イ 医療施設及び保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一條の規定により設置される保健所の施設

ロ 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二條に規定する社会福祉事業の用に供する施設(以下「社会福祉事業施設」という)。

ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條又は第九十八條に規定する学校(以下「学校」という)の施設

ニ 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一條第一項の規定により設置される公民館の施設

ホ 図書館法(昭和二十五年法律第十八号)第二條第二項に規定する公立図書館の施設
ヘ 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二條第二項に規定する公立博物館の施設

ト 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第二十七條第一項の規定により設置される公共職業補導所の施設

チ 住民に賃貸する目的で経営する住宅施設

二 国の設置する研究所、試験所その他が公共の利益の増進を主たる目的とする事務又は事業の用に供する施設で政令で定めるものについてその用途を廃止した場合において、当該施設の用に供していた財産を地方公共団体において引き続き同種の施設の用に供するとき。

三 地方公共団体において電源開発促進法(昭和 年法律第 号)施行の日から五年以内において同法第二條に規定する電源開発を行うため必要な施設の用に供するとき。

四 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)第三條に規定する学校法人(以下「学校法人」という)又は社会福祉事業法第二十二條に規定する社会福祉法人(以下「社会福祉法人」という)において学校又は社会福祉事業施設の用に供するとき。

2 前項第四号の場合においては、学校法人にあつては私立学校法第五十九條第一項の規定により助成を行うことができる場合、社会福

社法人にあつては社会福祉事業法第五十六條第一項の規定により助成を行うことができる場合
○又は生活保護法(昭和二十五年法律第四〇号)に限り、前項の規定を適用する。
十四号)第七十四條第一項若しくは児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十六條の二第一項の規定により補助を行うことができる場合

第四條 普通財産は、戦争又は地震、暴風、こう水等に因り著しい災害を受けた地方公共団体で大蔵大臣の指定するものにおいて学校教育法第一條に規定する小学校、中学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、時価からその七割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。

(譲與)

第五條 普通財産は、左に掲げる場合においては、当該地方公共団体に対し、譲與することができる。

一 地方公共団体から国に対し特定の用途に供する目的で寄附された財産について、国が当該用途を廃止した場合において当該地方公共団体が公共の用又は直接その用に供するとき、但し、寄附の際特約をした場合を除く。

二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)施行の際都道府県において事務、事業又は職員

の住居の用に供していた公用財産であつたものを、当該都道府県において引き続き当該用途に供しているとき。

三 この法律施行の際地方公共団体において、戦災者、引揚者又は保護を要する生活困難者の收容施設(敷地を除く)の用に供しているとき。

2 前項第一号の規定により譲渡する場合において、寄附された財産に対し国が有益費を著しく多く出しているときは、各省各庁の長(国有財産法第四條第二項に規定する各省各庁の長及び経済安定本部總裁をいう。以下同じ)は、譲渡を受けようとする地方公共団体に対し当該有益費の支出によつて増加した価格で現に存するものの価額をあらかじめ納付させなければならない。

(準用規定)

第六條 国有財産法第二十九條及び第三十條の規定は、第三條、第四條又は前條第一項第三号の規定により普通財産の譲渡、貸付又は譲與をする場合に準用する。この場合において、国有財産法第二十九條中「買受人」とあるのは、「譲渡、貸付又は譲與を受けた者」と読み替へるものとする。

(條件附売拂又は貸付)

第七條 普通財産について水害、風

害その他の災害の防除若しくは復旧又は土地の開拓、水面の埋立若しくは干拓その他の天然資源の開発事業を行おうとする者がある場合は、各省各庁の長は、政令で定めるところにより、事業者に対し事業の成功を條件としてその財産の売拂又は貸付の契約をすることが出来る。

2 前項の契約をした場合においては、事業者は、各省各庁の長がその事業の成功に要すると認めて定める期間中無償でその財産を使用し、又は収益することが出来る。

3 各省各庁の長は、第一項の規定により売拂又は貸付の契約をした場合において、その指定する期間内に事業者がその事業に着手しないときは、その契約を解除することが出来る。

第八條 前條第一項の規定により売拂又は貸付の契約をした場合において、同條第二項に規定する期間内に事業が成功しなかつたときでも、土地又は水面の状況により支障がないと認めるときは、各省各庁の長は、事業者に対しその成功した部分につき当該契約に定める條項に準じて売拂又は貸付をすることが出来る。

(機械器具の処理の特例)

第九條 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた普通財産

(以下「旧軍用財産」という。)のうち機械及び器具については、設備改善による企業の合理化を推進するため必要があると認められる場合には、政令で定める事業者に対し、その所有する老朽した機械及び器具とこれを交換することが出来る。

2 前項の交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

3 第一項の交換により国の取得した老朽した機械及び器具は、滞滯なく、くず化するものとする。

4 前三項に定めるものの外、第一項〇〇の規定により交換する場合における当該〇〇の交換に必要事項は、政令で定める。

(管理の委託)

第十條 旧軍用財産は、大蔵大臣が特に必要があると認める場合には、その適當と認める者に管理を委託することが出来る。

2 前項の規定による管理の委託を受けた者(以下「管理受託者」という)は、管理の目的を妨げない限度において、大蔵大臣の承認を受けて、当該旧軍用財産を使用し、又は収益することが出来る。

3 管理受託者は、その管理の委託を受けた旧軍用財産の管理の費用を負担しなければならない。

4 管理の委託を受けた旧軍用財産から生ずる収益は、管理受託者の収入とする。但し、その収益が前項の管理の費用を著しくこえる場合には、管理受託者は、そのこえる金額の範囲内で大蔵大臣の定める金額を国に納付しなければならない。

5 前四項に定めるものの外、第一項の管理の委託について必要な事項は、政令で定める。

(延納の特約)

第十一條 普通財産を譲渡した場合において当該財産の譲渡を受けた者が売拂代金〇〇を一時に支拂うことが困難であると認められるときは、確實な担保を徴し、且つ、利息を附して、五年以内の延納の特約をすることが出来る。但し、左に掲げる場合には、延納期限を十年以内とすることが出来る。

一 地方公共団体、学校法人、社会福祉法人又は政令で定める重要産業に属する事業を営む者に譲渡するとき。

二 住宅又は宅地を現に使用している者に譲渡するとき。

2 国有財産法第三十一條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により延納の特約をする場合に準用する。この場合において、国有財産法第三十一條第二項中「前項但

書」とあり、又は同條第三項中「第一項但書」とあるのは、「国有財産特別措置法第十一條第一項」と読み替へるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日昭和二十七年四月一日から施行する。

2 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第七十四号。以下「旧法」という)は、廃止する。

3 旧法第四條の規定は、この法律施行後も、昭和二十八年六月三十日までなお、その効力を有する。

4 旧法は、旧軍港市転換法(昭和二十五年法律第二百二十号)第四條の規定の適用については、この法律施行後も、引き続き、なおその効力を有するものとする。

5 国有財産法の一部を次のように改正する。

第四十條を次のように改める。

第四十條 削除

6 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和二十七年三月三十一日」を「昭和二十七年十二月三十一日」に改める。

昭和二十七年六月二十日 参議院會議録第五十四号 たばこ専売法の一部を改正する法律案外二件

開を説き、その設置の目的は、開張の下欄に記載する通りとする。

種類	目的
社寺境内	大蔵大臣の指図に依りて、社寺境内に無償で貸し付けられる地分中、国有財産の譲渡又は売却及び典當を認めること。

7 生活保護法の一部を次のように改正する。

第七十四條の次に次の一條を加える。

(準用規定)

第七十四條の二 社会福祉事業法第五十六條第一項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第一号)第三條第一項第四号及び同條第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付を受けた保庫施設に準用する。

8 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第四十條第五十六條の三の次に次の一條を加える。

第五十六條の四 社会福祉事業法第五十六條第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第一号)第三條第一項第四号及び同條第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付を受けた児童福祉施設に準用する。

「審査報告書は都合により附録に掲載」

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年六月十四日
参議院議長 林 義治
参議院議長佐藤尚武殿

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「対外交渉手段」の下に「外貨証券を加える。

第八條第一項中「金銀地金」を「金地金」に改め、「統制額」の下に「と銀地金については大蔵大臣の指定する価額」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔平沼彌太郎君登壇、拍手〕

○平沼彌太郎君 只今上程されましたたばこ専売法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、たばこの品質向上と生産確保を図るため、たばこ耕作資金として葉たばこ収納代金の一部を前渡しすることができるとしよとすものものとあります。本案は、質疑の後、討論に入り、田村委員及び油井委員からそれぞれ希望を付して賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に国有財産特別措置法案について御報告申し上げます。

先ず本案の提案の理由を申し上げますれば、平和條約の発効に伴ひまして、賠償指定国有財産の解除、連合国軍接収財産の返還などが予想されますので、これに対処して国有財産の有効適切な処理の促進を図るために、譲與、貸付、売却、交換、管理委託などに関する国有財産法の特別措置を整備いたし、教育、文化、社会事業、保健及び住宅施設の充実、産業の振興などに資せしめようとするものであります。

本案の内容の主な点について申し上げますれば、第一に、国有財産の無償貸付は、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例に関する法律の規定により、地方公共団体等が水道施設及び臨港施設の用に供する場合に限つて認められておりましたが、今回これを拡張いたしまして、普通財産一般についても認めようとするのであります。第二は、国有財産を地方公共団体等に譲渡又は減額貸付をすることができるとして、地方公共団体が、医療、社会福祉事業、電源開発事業、学校、公民館、博物館、職業補導所の用に供するとき、国の試験所等の用途を廃止した施設を公共団体が引続き同種の目的に供するとき、学校法人又は社会福祉法人が学校又は社会福祉事業施設の用に供する場合、公営住宅などの用に供する場合等につきましては、価額からその五割以内を減額した対価で譲渡又は貸付することができるようになつて、その旨を定めてあります。又戦災その他災害を受けた地方公共団体が設置義務を負う学校の用に供する場合には、価額からその七割以内を減額した対価で譲渡又は貸付することができるとして、第三は、国有財産を地方公共団体に譲與である場合の拡張をいたそうとするものであります。第四は、国有財産を地方公共団体に譲與するに際しては、地方公共団体が該施設の用に供している財産等についても、これを地方公共団体に譲與することができるとして、第五は、国有財産を地方公共団体に譲與するに際しては、地方公共団体が該施設の用に供している財産等についても、これを地方公共団体に譲與することができるとして、第六は、国有財産の管理の委託制度を新設いたそうとするものであります。第七は、延納の範囲を拡張したとすものであります。第八は、旧軍用財産及び物納財産の売却の場合にだけ認められていた延納制度を普通財産一般に拡張するとともに、最長十年の延納を認めることとしたとすものであります。

設を公共団体が引続き同種の目的に供するとき、学校法人又は社会福祉法人が学校又は社会福祉事業施設の用に供する場合、公営住宅などの用に供する場合等につきましては、価額からその五割以内を減額した対価で譲渡又は貸付することができるようになつて、その旨を定めてあります。又戦災その他災害を受けた地方公共団体が設置義務を負う学校の用に供する場合には、価額からその七割以内を減額した対価で譲渡又は貸付することができるとして、第三は、国有財産を地方公共団体に譲與である場合の拡張をいたそうとするものであります。第四は、国有財産を地方公共団体に譲與するに際しては、地方公共団体が該施設の用に供している財産等についても、これを地方公共団体に譲與することができるとして、第五は、国有財産を地方公共団体に譲與するに際しては、地方公共団体が該施設の用に供している財産等についても、これを地方公共団体に譲與することができるとして、第六は、国有財産の管理の委託制度を新設いたそうとするものであります。第七は、延納の範囲を拡張したとすものであります。第八は、旧軍用財産及び物納財産の売却の場合にだけ認められていた延納制度を普通財産一般に拡張するとともに、最長十年の延納を認めることとしたとすものであります。

合には、五割を減額して国有財産の譲渡又は貸付をすることができるとして、第五は、国有財産である機械器具の交換制度を新設いたそうとするものであります。第六は、旧軍用財産である機械器具について、企業合理化促進のため、中小企業等の事業者に対し、その所有老朽機械と交換することができるとして、第七は、延納の範囲を拡張したとすものであります。第八は、旧軍用財産及び物納財産の売却の場合にだけ認められていた延納制度を普通財産一般に拡張するとともに、最長十年の延納を認めることとしたとすものであります。

本案は衆議院において修正議決されたのであります。その要旨は、機械器具の処理について、その評価方法に関する事項を政令で定めることとし、交換差金の延納を認めることとし、第二條、第三條及び施行期日を公布の日に改める等の若干の修正をなしたのであります。

本案の審議の詳細は速記録によつて御承知願います。かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、下條委

員より反対意見、油井委員より賛成意見が述べられ、採決の結果、多数を以て衆議院修正送付の原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案を御報告申し上げます。

本案は、最近の外国為替等の保有高の増加に鑑みまして、従来対外支拂手段及び外貨債権並びに対外支拂の決済に必要な金銀地金の売買等に運用されており、また外国為替資金を、有利確実な外貨証券にも運用し得るより、所要の改正を行うは、銀の統制額がなくなり、またに伴い、外国為替資金に属する銀地金については大蔵大臣の指定する価額によつて評價いたそうとするものであります。本案は、質疑の後、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

先ずたばこ専売法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に国有財産特別措置法案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第六、南方連絡事務局設置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年六月十七日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長佐藤尚武殿

南方連絡事務局設置法案
南方連絡事務局設置法
(設置)

第一條 左に掲げる地域(以下、南方地域)という。に關する事務(外務省の所掌に属する事務を除く)を行つたため、總理府の附屬機關として、南方連絡事務局を置く。

一 北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。)

二 蘭嶼岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島をいう。)

三 沖の島及び南鳥島(所掌事務)

第二條 南方連絡事務局は、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 本邦(出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)第二條に規定する本邦をいう。以下同じ。)

二 南方地域に滞在する日本国民の保護に關する事務を行うこと。

三 本邦と南方地域にわたる身分關係事項その他の事実について公の証明に關する文書を作成すること。

四 本邦と南方地域との間において解決を要する事項を調査し、連絡し、あつ旋し、及び処理すること。

五 本邦と南方地域との間の貿易、文化の交流その他南方地域に關する事務に關し、關係行政機關の事務の總合調整及び推進を図ること。

(位置及び内部組織)

第三條 南方連絡事務局は、東京都に置く。

第二條 南方連絡事務局の内部組織は、總理府令で定める。

(南方連絡事務局の長)

第四條 南方連絡事務局に、局長その他の必要の職員を置く。

局長は、内閣總理大臣の命を受け、局務を掌理する。

(日本政府南方連絡事務所)

第五條 南方地域において左の各号に掲げる事務を行わせるため、南方連絡事務局に、日本政府南方連絡事務所(以下、南方連絡事務所)という。を置く。

一 管轄区域におけるアメリカ合衆国の政府機關との連絡を行うこと。

二 第二條第一号から第四号までに掲げる事務を行うこと。

三 本邦と管轄区域との間の貿易に關する事務を行うこと。

四 本邦と管轄区域との間の文化の交流に關する事務を行うこと。

南方連絡事務所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

2 南方連絡事務所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
那覇日本政府南方連絡事務所	沖縄島 那覇	第一條第一号に掲げる地域

を受け、所務を掌理する。

3 前項の規定にかかわらず、前條第一項第二号から第四号までに掲げる事務(同條第一項第二号に掲げる事務については、第二條第一号に掲げる事務を除く)については、その事務を管理する主任の大臣は、所長を指揮監督することが出来る。この場合において、主任の大臣は、内閣總理大臣に協議しなければならない。

第七條 南方連絡事務局に置かれる職員(以下、職員)という。には、

俸給、扶養手当及び年末手当の外、在勤手当を支給する。

2 職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、且つ、その職務と責任に応じて能率を充分發揮することができるよう南方連絡事務局の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3 在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二條第三項及び第四項、第三條、第四條、第十條(第三項を除く。)並びに第二十一條第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当及び年末手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第四條第一項中「特別職の職員の給與に関する法律第八條並びに一般職の職員の給與に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給與に関する法律」と、第十條第二項中「外国」とあるのは「日本政府南方連絡事務局の所在地」と、同條第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とある

のは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

附則

1 この法律は昭和二十七年七月一日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十條中「国立世論調査所」を「国立世論調査所」に改める。

第十四條の次に次の一條を加える。

(南方連絡事務局)

第十四條の二 南方連絡事務局は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む)、彌留島の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島をいう)並びに沖の島及び南島島に関する事務(外務省の所掌に属する事務を除く)を行う機関とする。

2 南方連絡事務局の組織及び所掌事務については、南方連絡事務局設置法(昭和二十七年法律第 号)の定めるところによる。

3 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表総理府の項中「一本府一、八二八」を「一本府一、八三九」に、「一計一六六、二〇九八」を「一計一六六、二〇九八」に、同表外務省の項中「一、五八七」を「一、五八八」に、同表合計の項中「六八八、四六〇」を「六八八、四八八」に改める。

府一、八三九」に、「一計一六六、二〇九八」を「一計一六六、二〇九八」に、同表外務省の項中「一、五八七」を「一、五八八」に、同表合計の項中「六八八、四六〇」を「六八八、四八八」に改める。

4 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「北緯二十九度以南の南西諸島その他特に外務大臣が定める地域」を「北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む)、彌留島の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島をいう)並びに沖の島及び南島島」に改める。

(河井彌八君登壇、拍手)

○河井彌八君 南方連絡事務局設置法案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案の提出の理由と法案の内容の概略を説明いたします。北緯二十九度以南諸島及び小笠原群島その他の南方諸島は、平和條約の規定によりまして、信託統治協定が結ばれるまでの間はアメリカ合衆国の管理下に置かれることになっておるのであります。これらの地域は元來我が国土の一部でありまして、戦争のときにその戦禍の最

も甚だしかつた地域であります。政府は一日も早くこれらの地域との緊密な関係を回復すると共に、その復興に對し、できる限りの力をいたすべきであると考えて、その準備を進めて来ておつたのであります。去る四月十四日にアメリカ合衆国側から日本政府に招請状が参りまして、渡航、貿易、恩給の支拂、戦没者遺骨の処理等に當るために、早急に現地機関を設置してはどうかという提案があつたのであります。政府はこの以上の情勢に鑑みまして、今回これらの地域に関する事務を処理する機関といたしまして、中央に南方連絡事務局を設け、現地機関として日本政府南方連絡事務所を設けるために、この法律案を提出いたしましたのであります。

長は、主管事務に關しましては各省大臣の指揮監督を受けることとなつておるのであります。而してこの法律は本年七月一日から施行することになつておるのであります。

委員会は二回に亘つて慎重に本案を審議いたしました。その結果明らかになつたことを概略申し上げます。この法律に言うところの南方地域には、沖繩、奄美大島、宮古、八重山、小笠原の諸群島、硫黄列島等が含まれておるのであります。今日内地からこれらの地域へ渡航いたすためには、旅券の代りに身分証明書の発給を受けることが必要となつておるのであります。元小笠原住民であつて、現在内地に居留しておる約七千名の人々は、終戦以來郷里へ帰還する熱情が抑えがたく、従来アメリカ側へその衷情を熱心に訴へ出ておつたのであります。政府委員の説明によりまして、この希望の申出に對しましてアメリカ側からはまだ何らの回答に接しておらないということでありました。で、この政府委員の答弁に對しまして、松原委員を初めといたしまして、他の委員諸君からも、「この七千名に及ぶところの元小笠原住民の希望の実現方、政府は今日まで十分にアメリカ側に対して主張いたさず放つておいたかのごとき印象を與えるのであるが、それは極めて遺憾である。なお今後政府の一層の努力を望む。それと同時に、これらの人々に對しまし

この案に規定いたしております主な点は、総理府の附屬機関として南方連絡事務局を設け、渡航、貿易、その他、南方地域に関する事務に關して関係行政官庁の事務の総合調整連絡等の事務を所掌させることといたし、現地機関といたしましては、日本政府南方連絡事務所を差当り那覇に一カ所設けまして、その出張所を奄美大島の名瀬に置くことにいたしておるのであります。なお現地の職員の給與につきましては、その現地の特殊の事情を考慮いたしまして、在勤手当を支給することといたし、又現地における円滑な事務処理を図るために、現地の連絡事務所

ては今後十分な援護の措置をとることが必要である」ということを強く述べられたのであります。で、これに関連いたしまして、小笠原島に現在おられますところの百三十五名、これは昔この島に渡来いたしましたヨーロッパ人の混血の住民であります、それらの人は現在そこにおるのである。然るに終戦直後に日本人系の七千人が内地に送還せられて、それがまだ帰ることができなくて、そのままにあるということ、実は、実に不合理なことである。ソ連に對して帰還者を要求するというその見地から考えましても、どうしてもこの島民が速かにその故郷の地に帰れることを取計らわなければならぬという強い意見でありました。又ソ連その他に對しましては、未帰還者の家族に對しましては手当を支給するというようなこともあれば、これらの人々は現在の生活状況が悲惨を極めておるのに、何ら適当な手段が講ぜられておらぬということは甚だ不合理なことであるといふことでありました。こういうことにつきまして各委員から熱心な要望を申し出たのであります。

かようなことでありまして、もう一点申し上げます、この連絡事務局の設置に伴いまして二十七名の定員が置かれることとなつておるのであります、そのうち六名は外務省からの移し替えによるものでありますから、結局定員の純増加は二十一名となるのであります。

一昨日の内閣委員会におきましては、本案についての質疑終了の後に、討論の段階に入りましたところ、鈴木委員から修正案が発表されたのであります。その修正案を便宜ここで朗読いたします。

南方連絡事務局設置法案に對する修正案

南方連絡事務局設置法案の一部を次のように修正する。

附則第三項を削り、第四項を第三項とする。

これでありまして、この修正の理由といたしましては、この法律案附則第三項は、先に説明いたしました通り、南方連絡事務局設置に伴う所要の定員につきまして行政機関職員定員法の一部を改正する規定でありまして、この第三項によつて改正せんとする定員法は、本委員会において目下審議中の行政機関職員定員法の一部を改正する法律案であるのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

この法律案で定めんとしておるところの定員数を基準にいたしました定員を改正するのは失当であるから、この項を削りまして、南方連絡事務局所要の定員の改正は、只今申上げましたところの行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の一部に修正を加えてこれをなすことが適當であると認めたのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

この法律案で定めんとしておるところの定員数を基準にいたしました定員を改正するのは失当であるから、この項を削りまして、南方連絡事務局所要の定員の改正は、只今申上げましたところの行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の一部に修正を加えてこれをなすことが適當であると認めたのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

この法律案で定めんとしておるところの定員数を基準にいたしました定員を改正するのは失当であるから、この項を削りまして、南方連絡事務局所要の定員の改正は、只今申上げましたところの行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の一部に修正を加えてこれをなすことが適當であると認めたのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

この法律案で定めんとしておるところの定員数を基準にいたしました定員を改正するのは失当であるから、この項を削りまして、南方連絡事務局所要の定員の改正は、只今申上げましたところの行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の一部に修正を加えてこれをなすことが適當であると認めたのであります。

であります。かようにいたしましたのであります。補見委員から修正案を含めて本案に賛成するという発言がありました。

最後にこの案につきまして採決をいたしましたところが、只今申上げました鈴木委員の修正を入れますと全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました次第であります。(拍手)

○副議長(三本治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三本治朗君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○副議長(三本治朗君) この際、日程の順序を変更して、日程第七より第十四までの諸議及び日程百九十一より第一四までの諸議及び日程百九十一より第一四までの諸議を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長山縣勝見君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔山縣勝見君登壇、拍手〕

○山縣勝見君 只今上程されました日程第七より日程第十四までの諸議及び日程百九十一より日程百九十五までの陳情につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

日程第七より日程第十までの諸議及び日程百九十一の陳情は鉄道敷設に關するものであります。このうち日程百九十一の陳情は、三陸鉄道の気仙沼―前谷地間の建設を年度内に速かに着手して欲しいということであり、本区間は鉄道敷設法の建設線に該当するものであります。本区間中の気仙沼―津谷間は、今回鉄道建設審議会より運輸大臣宛、年度内予算の補正によつて速かに建設に着手することを適當と認める旨答申がなされたものであります。委員会におきましては、審議の結果、資源の開発、政治文化の向上発展、民生の安定並びに交通網の完成等の見地より、いずれも願意を適當と認めた次第であります。

日程第十一の諸議は門司―熊本間の準急を都城まで延長運転して欲しいというのであります。日程第十二の諸議は福島市に鉄道管理局を設置されたいという願意であります。日程第十三の諸議は、戦時中に政府の強い勸奨によりまして鉄道施設を撤収されたのであります。その際、供出代金並びに休止中撤収に對する補助金を交付するこ

とになつておつたにもかかわらず、補助金は終戦と同時に停止され、供出代金は戦時補償特別税の名称の下に沒收され、殆んど公約が果たされていないから、これが救済の一策として補助金の交付をして欲しいということであり、日程第十四の諸議は秋田県横手市に氣象測候所設置の請願でありまして、その要旨は、秋田県は地勢上天候の変化が甚だしく、農作物の被害が多いので、横手市に測候所を設置して欲しいということであり、日程百九十三の陳情は、大阪市のトリノパス路線特許を促進されたいということであり、日程百九十二の陳情は大宮―仙台間の鉄道電化を促進されたいという趣旨であります。日程百九十四の陳情は社団法人東海貨物検査協会等の設立に關するものであります。その趣旨は、社団法人東海貨物検査協会及び近畿貨物検査協会において、おの／＼その設立申請書を運輸省に提出いたしてあるのであるが、運輸省においてその受理以後すでに六十日を経過したしているが、速かにその許可をされるよう善処されたいというのであります。本件に關しましては、政府当局より、検査を業として行う検査業者と検査を行う検査人との關係を法的に明確にすると共に、本件の申請が公益法人たる体裁を整えているかどうかについて現在検討中であるという答弁がありましたのであります。日程百九

昭和二十七年六月二十日 参議院會議録第五十四号 会期延長の件

十五の陳情は兵庫県沼島に航路標識設置の陳情でありまして、その要旨は、沼島は四国一阪神間の重要航路に位置いたしておるので、燈台を設置されたといふのであります。

以上の各件につきましては、委員会におきまして慎重に審議をいたしました結果、いずれも願意を妥当と認め、委員会におきましては、以上の諸願九件、陳情五件は、議院の會議に付するを要し、内閣に送付するを要するものと全会一致を以て決定した次第であります。

以上御報告を申し上げます。

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの諸願及び陳情は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの諸願及び陳情は、全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。

午後一時五十七分休憩

午後十一時五十九分開議

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続き、會議を開きます。(議場騒然)

会期延長の件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然

○議長(佐藤尚武君) 正十二時になりました。

散会いたします。

午後十二時散会

○本日の會議に付した事件

一、日程第一 未復員者給與法等の一部を改正する法律案

一、日暮里駅における旅客死傷事故に関する村上運輸大臣の報告

一、日程第二 伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

一、日程第三 たばこ専売法の一部を改正する法律案

一、日程第四 国有財産特別措置法案

一、日程第五 外国為替資金特別會計法の一部を改正する法律案

一、日程第六 南方連絡事務局設置法案

一、日程第七乃至第十四の諸願

一、日程第九十一乃至第九十五の陳情

一、会期延長の件

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

議員

藤森 眞治君 藤野 繁雄君

早川 慎一君 波多野林一君

野田 俊作君 中山 福藏君

徳川 宗敏君 館 哲二君

竹下 豊次君 高橋 道男君

高田 寛君 高瀬 莊太郎君

高木 正夫君 新谷 寅三郎君

島村 軍次君 西郷 吉之助君

小宮山常吉君 小林 政夫君

楠見 義男君 木下 辰雄君

河井 彌八君 加藤 正人君

片柳 眞吉君 柏木 庫治君

加賀 操君 小野 哲君

尾崎 行雄君 奥 むめお君

岡本 愛祐君 岡部 常君

梅原 眞隆君 井上 なつる君

伊藤 保平君 石黒 忠篤君

赤木 正雄君 結城 安次君

山本 勇造君 山川 良一君

森 八三三君 上原 正吉君

岡田 恒次君 青山 正一君

玉柳 實君 中川 幸平君

九鬼 紋十郎君 大矢 半次郎君

郡 祐一君 廣瀬 興兵衛君

岡崎 眞一君 楠瀬 常猪君

加藤 武徳君 城 善臣君

植竹 春彦君 山本 米治君

古池 信三君 小杉 繁安君

山縣 勝見君 石川 榮一君

木村 守江君 西山 龜七君

大谷 盛清君 一松 政二君

深水 六郎君 仁田 竹一君

草葉 隆圓君 徳川 頼貞君

左藤 義詮君 大島 定吉君

黒田 英雄君 小林 英三君

中川 以良君 川村 松助君

寺尾 豊君 溝口 三郎君

三浦 辰雄君 堀越 儀郎君

小野 義夫君 重宗 雄三君

大野 木秀次郎君 入交 太蔵君

宮田 重文君 西川 基五郎君

宮本 邦彦君 平井 太郎君

田方 進君 松本 昇君

秋山 俊一郎君 鈴木 直人君

石村 幸作君 長谷 山行毅君

高橋 進太郎君 鈴木 安孝君

堀 末治君 鈴木 恭一君

愛知 揆一君 安井 謙君

平林 太一君 長島 銀蔵君

平沼 彌太郎君 竹中 七郎君

菊田 七平君 小川 久義君

澤淵 春次君 國 伊能君

滝井 治三郎君 池田 宇右衛門君

前之園 喜一郎君 駒井 廉平君

林屋 龜次郎君 油井 賢太郎君

北村 一男君 中山 壽彦君

白波 瀧米吉君 岩沢 忠恭君

黒川 武雄君 横尾 龍君

境野 清雄君 大隈 信幸君

木内 キヤウ君 谷口 弥三郎君

稻垣 平太郎君 成瀬 暢治君

重盛 壽治君 千葉 信君

三輪 貞治君 三橋 八次郎君

若木 勝蔵君 中田 吉雄君

石原 幹市郎君 小酒 井義男君

栗山 良夫君 梅津 錦一君

三好 始君 有馬 英二君

内村 清次君 羽生 三七君

紅露 みつ君 石川 清一君

松浦 定義君 松原 一彦君

高田 なほ子君 森崎 隆君

吉田 法晴君 深川 榮左エ門君

河崎 ナツ君 堀木 謙三君

小笠原 二三男君 金子 洋文君

須藤 五郎君 岩間 正男君

兼岩 傳一君 江田 三郎君

木村 福八郎君 水橋 藤作君

鈴木 清一君 岩崎 正三郎君

大野 幸一君 上條 愛一君

千田 正君 東 隆君

田中 一君 山田 節男君

齋 武雄君 矢嶋 三義君

村尾 重雄君 永井 純一郎君

吉川 末次郎君 島 清君

池田 七郎兵衛君 佐々木 良作君

小林 亦治君 松永 義雄君

相馬 助治君 中村 正雄君

山下 義信君 赤松 常子君

小松 正雄君 伊藤 修君
 棚橋 小虎君 原 虎一君
 曾根 益君 下條 恭兵君
 松浦 清一君 片岡 文重君
 国務大臣

運輸大臣 村上 義一君
 建設大臣 野田 卯一君

政府委員
 大蔵政務次官 西村 直巳君

〔参照〕

六月十八日議長において、左の通り
 議席を変更した。

一七三 有馬 英二君

